

福井県環境審議会生活環境部会
公害防止協定小委員会の検討結果

1 工場の概要

工場名	安積濾紙株式会社（本社：大阪市東淀川区小松4丁目2番15号）
所在地	福井市石橋町31字甲ノ山119番の2
用地面積	12,809㎡
生産品目	自動車用濾紙、一般産業用濾紙
生産量	196t/月
操業開始	平成24年4月

2 検討の経緯

(1) 依頼日 平成23年9月 5日 福井県知事から生活環境部会長あて
調査検討依頼

検討日 9月12日 公害防止協定小委員会での検討

報告日 9月15日 生活環境部会長から知事あて報告

(2) 検討結果

公害防止対策として、次の内容を公害防止協定に規定すること。

【大気汚染防止対策】

- ・ボイラーに使用する燃料油は、硫黄含有率0.8%以下とすること。
- ・ばいじんおよび窒素酸化物の排出基準は、大気汚染防止法施行規則第4条、第5条にそれぞれ定める方法により換算した次表の値とすること。

施設	項目	排出基準
ボイラー	ばいじん量	0.15g/Nm ³ 以下
	窒素酸化物濃度	150ppm以下

- ・製造工程から発生するホルムアルデヒドおよびフェノールはVOC脱臭装置により処理するものとし、VOC脱臭装置排出口および敷地境界におけるホルムアルデヒドならびにVOC脱臭装置排出口におけるフェノール濃度は次のとおりとすること。

項目	区分	濃度
ホルムアルデヒド	VOC脱臭装置排出口	1ppm以下
	敷地境界線	0.002ppm以下
フェノール	VOC脱臭装置排出口	50ppm以下

- ・製造工程から発生するメタノール、キシレン、エチルベンゼン、1-ブタノールおよび酢酸はVOC脱臭装置により処理すること。
- ・スリット工程から発生する粉じんは、バグフィルターにより処理すること。

【水質汚濁防止対策】

- ・工場からの排水をテクノポート福井浄化センターへ排出すること。

【騒音防止対策】

- ・敷地境界線における騒音の大きさを65デシベル以下とすること。